

事 務 連 絡  
令 和 3 年 7 月 6 日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課  
各 都 道 府 県 私 立 学 校 主 管 部 課  
附属学校を置く各国公立大学法人事務局  
各 国 公 私 立 高 等 専 門 学 校 事 務 局 御中  
高等学校を設置する学校設置会社を所轄する  
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を  
受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

高等学校等における献血に触れ合う機会の受け入れについて（依頼）

標記について、令和3年6月9日付け事務連絡で厚生労働省医薬・生活衛生局血液対策課より別紙のとおり、依頼がありました。

ついては、この趣旨を御理解いただき、高等学校（中等教育学校及び特別支援学校を含む）及び高等専門学校において、献血に触れ合うための機会を積極的に受け入れていただけるよう、よろしくお取り計らいください。

このことについて、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の高等学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課及び構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体学校設置会社担当課におかれては、所轄の高等学校に対して、附属学校を置く各国公立大学法人事務局におかれては、その管下の高等学校に対して、各国公私立高等専門学校事務局におかれては、その管下の高等専門学校に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

（献血の普及啓発について）

厚生労働省医薬・生活衛生局

血液対策課献血推進係

電 話：03-5253-1111（内線 2908）

（本通知について）

文部科学省初等中等教育局

健康教育・食育課 保健指導係

電 話：03-5253-4111（内線 2918）